

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

## D-1 歯周病検査

《令和2年9月8日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「歯石沈着症（Z S）」病名のみに対しては、歯周病検査の算定は認めない。

### ○ 取扱いの根拠

歯石沈着症（Z S）は、学術的にも明確な定義がないことや、病態等ではなく、単に歯石沈着という状態を示していることから、この病名だけで、歯周病の症状の把握や治療方針等の検討を行う歯周病検査の算定は適切でないと考えられる。

## D-2 顎運動関連検査

《令和2年9月8日新規》

### ○ 取扱い

原則として、咬合採得と同時算定でない顎運動関連検査の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

咬合採得と顎運動関連検査を同時に実施しないことは、歯科医学的にもあり得ることから、咬合採得と同時算定でない咬合採得後の顎運動関連検査の算定は認められる。

【国保】

#### D-4 細菌簡易培養検査

《令和3年2月26日新規》

##### ○ 取扱い

原則として、「歯髄壊疽（P u エソ）」病名で、細菌簡易培養検査の算定を認める。

##### ○ 取扱いの根拠

歯髄壊疽は、細菌感染によって壊死した歯髄が腐敗し、根管内の歯質が感染した状態であるため、根管内の細菌感染の有無を把握する細菌簡易培養検査を行うことは有用である。

【国保】

## D-5 歯周病検査③

《令和4年12月1日更新》

《令和3年2月26日新規》

### ○ 取扱い

原則として、画像診断の算定がない「D002 歯周病検査 2 歯周精密検査」の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

歯周病の病態によっては、画像診断を行わなくても、4点以上のポケット等を測定する歯周精密検査により歯周病の確定診断を行うことが臨床上有り得るものと考えられる。

【国保】

## D-6 顎運動関連検査②

《令和3年2月26日新規》

### ○ 取扱い

原則として、仮床試適と同日に行われた顎運動関連検査の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

咬合関係をより正確に再現するため、仮床試適と顎運動関連検査を同日に行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

## D-7 顎運動関連検査③

《令和3年9月7日新規》

### ○ 取扱い

原則として、訪問診療時の顎運動関連検査の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

訪問診療を行う患者であっても、姿勢が保持できる状態であれば、上下顎の位置関係や下顎の運動経路を正確に把握することが可能である。

【国保】

## D-8 細菌培養同定検査<医科点数表>

《令和3年9月7日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「カンジダ性口角びらんの疑い」病名で、「D018 細菌培養同定検査 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体」<医科点数表>の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

確定診断を行う上で、原因を特定するために細菌培養同定検査を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。



【国保】

## D-9 細菌培養同定検査<医科点数表>②

《令和3年9月7日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「舌膿瘍」病名で、「D018 細菌培養同定検査 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体」<医科点数表>の算定を認める。

### ○ 取扱いの根拠

確定診断を行う上で、原因を特定するために細菌培養同定検査を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。